

**平成23年1月8日から
5業種の三重県特定（産業別）最低賃金が改正されます！**
— 三重県特定（産業別）最低賃金の改正について —

三重労働局長は、三重県電線・ケーブル製造業他4業種に係る特定（産業別）最低賃金について、三重地方最低賃金審議会から平成22年11月10日に答申を受け、改正申出のあった5業種の特定（産業別）最低賃金について、平成23年1月8日からそれぞれ現行の金額を時間当たり8円引き上げ、別紙の額に改定しました。

1 最低賃金について

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

三重県内の特定の産業（5業種）に適用される特定（産業別）最低賃金が、平成23年1月8日（土）から改正された金額にて発効します。

このため、既に平成22年10月22日から改正されている「三重県最低賃金」と併せ、三重県の最低賃金は別紙一覧表のとおりとなります。

2 別紙一覧表

三重県内の最低賃金

3 参考（5業種の特定（産業別）最低賃金）

- (1) 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金
- (2) 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金
- (3) 三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金
- (4) 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- (5) 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金

*** お問い合わせは三重労働局労働基準部賃金室**

TEL059-226-2108へ